国道５４号（平和大通り～国道２号間）の歩道上における自転車駐車場整備及び管理運営事業
公募型プロポーザル手続開始の公示

令和８年１１月１１日

次のとおりプロポーザル方式による事業者選定手続きの開始を公示する。

広島市長　松 井　一 實

１　業務の概要

⑴　事業名

国道５４号(平和大通り～国道２号間)の歩道上における自転車駐車場整備及び管理運営事業

⑵　事業内容

本市が道路管理者から道路占用許可を受けた歩道の一部に、駐輪場の案内板、標識、区画線、柵、照明、駐輪場として必要な機器・舗装・配線・駐輪器具などの施設を整備し、その後の管理運営を行う。

⑶　事業予定期間

協定締結の日から令和１９年３月３１日まで（約１０年間）

⑷　担当課

広島市道路交通局自転車都市づくり推進課（本庁舎８階）

〒７３０－８５８６ 広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

Tel ０８２－５０４－２３４９　Fax ０８２－５０４－２３７９

電子メール jitensha@city.hiroshima.lg.jp

２　申請資格に関する事項

⑴　基本的事項

①　申請者は、駐輪場の管理運営の実績がある法人で、駐輪場の管理運営を行う上で、人的かつ財産的な管理能力を有するものとする（個人は申請資格を有しない。）。

②　複数団体で共同申請する場合は、ジョイント方式により構成された団体の構成員の中から代表となる団体を定めること。なお、代表団体及び構成員の変更は原則として認めない。

当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独でこの募集に申請することはできない。

⑵　欠格事項

申請者が申請日において、次に掲げるいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

①　公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日において、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

②　広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

③　労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

※　ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち１社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とする。

※　暴力団等は、欠格事項①により選定の対象外となる。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供する。

３　募集要領等の配布方法

募集要領等は、広島市のホームページ（https://www.city.hiroshima.lg.jp/）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→ 「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和８年度 プロポーザル・コンペ案件」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難い場合（ダウンロードができない場合を含む。）は、次により配布する。

⑴　配布期間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２０日（金）まで

午前８時３０分から午後５時１５分まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

⑵　配布場所

前記１⑷の担当課

４　質問の受付及び回答

⑴　受付期間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２５日（水）まで

⑵　受付方法

所定の質問票（様式１０）により、前記１⑷の担当課に電話連絡の上、電子メール又はＦＡＸで提出すること。

電話連絡は午前８時３０分から午後５時１５分まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

⑶　質問に対する回答

令和８年１２月　２日（水）までに、広島市ホームページに随時掲載する。

５　提案書の提出

⑴　提出期限

令和８年１２月　７日（月）から令和８年１２月１６日（水）まで

⑵　提出場所

前記１⑷の担当課

⑶　提出方法

持参又は郵送（特定記録郵便等の記録が残る郵送方法とし、上記期限までの必着。）

※ＦＡＸ、電子メールでの提出は不可。

⑷　提出部数

提出部数は、正本１部、写し７部の合計８部とする。書類の写しは、カラーコピーとするなど正本と同様の判断ができるものとすること。

提出された書類は、選定委員会での審査資料となるため、申請書類にページ番号を入れるとともに、提出書類一覧の順に整理して、項目ごとに右端にインデックスラベルをつけるなど、

分かりやすいものにした上、１部ごとにＡ４の紙ファイルもしくはチューブファイルに綴って提出すること。

６　審査

国道５４号（平和大通り～国道２号間）の歩道上における自転車駐車場整備及び管理運営事業者選定委員会が行う。

⑴　審査・選定方法

募集要領による。

⑵　審査結果の通知

申請者に対し、１２月下旬（予定）に通知する。また、選定結果を広島市ホームページへの掲載により公表する。

７　その他

⑴　委員及び広島市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じる。接触の事実が認められた場合には失格となることがある。

⑵　その他、詳細は募集要領による。